

D. 地域健康福祉の推進基盤の充実

1. センター的施設の整備

■中核的な地域健康福祉センターのあり方等

各地域社会において「自助－互助－共助－公助」による地域生活支援システムを構築するにあたって、各地域（（仮称）地域健康福祉プラットホームが機能している状態であれば、各プラットホーム）に対する支援機能として、地域間の連絡・調整機能として、全市的な対応が求められる課題への対応機能として、広域で取り組まなければならない課題への窓口機能としてなど、中核的な地域健康福祉センターの必要性や在り方等について検討します。

■長岡京駅西口地区市街地再開発事業の中で、中核的なセンターとしての可能性等

地域社会において「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムを支える中核的な地域健康福祉センターの立地要件として、長岡京駅西口地区市街地再開発事業の中での可能性等について検討します。

2. 推進体制の強化

■行政活動への住民の参加、住民活動への行政の参加による地域健康福祉推進体制の確立

本市においては、ボランティア、NPO等による地域健康福祉分野の活動も活発であり、今後もこうした取り組みの主体性等を尊重しながら、必要に応じて、行政による支援可能な部分について民間活動に行政が参画するかたちで地域健康福祉を推進します。一方、市全体としての地域健康福祉の方向性や公助に関わる部分については、行政において住民の主体的・積極的な参画を得ながら推進するなど、住民参加と行政参加を組み合わせながら、地域健康福祉を推進します。

■社会福祉協議会との新しいパートナーシップの構築

市町村社会福祉協議会は、平成12（2000）年6月に施行された社会福祉法において、地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。本市においても、長岡京市社会福祉協議会は地域健康福祉活動を推進する中核的な機関であり、引き続き連携を図りながら地域健康福祉活動を推進していくとともに、行政とは別の独自の機関としての位置づけも明確にして、対等な立場で本市の地域健康福祉の推進に向けた役割分担等を図っていきます。